○農林水産省告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市北橘町八崎字三房坂二二六五の一から二二六五の四まで、二二六七、甘楽郡甘楽町大字秋畑字犬ノ沢一一九四の一、一二三二、南牧村大字熊倉字後萱甲六一六、六一七、六二五の一、六二五の二、甲六二六の二、六二六の三、六二七から六二九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市黄和田町字荒谷一二、字左ノ谷七八の一、七八の二、七九から八一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字尾八重字柏葉一七五七の一〇、児湯郡木城町大字中之又字塊所三二五の一一、字屋敷原三一の七、四三の六、字松尾一の五、一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物設備用地とするため

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字小豆薮山八三四二の四から八三四二の七まで、宮長町六七の一〇から六七の一二まで、六八の一三、六八の一四、六九の二五、六九の二六、七〇の一五、七〇の一六、日向市東郷町下三ケ字矢櫃一九八四の一〇〇

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　電気工作物設備用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字椎葉谷山九一二六の八、九一二六の九、日向市東郷町下三ケ字涼松一八七八の三六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　電気工作物設備用地とするため

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県多気郡明和町大字明星字獅々山一〇六二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び明和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村母島字長浜（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村母島字長浜（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
413349	大角　知生	413350	盧口　久雄
413351	西村　賢志	413352	阿部　文明
413353	伊藤　祐太	413354	本間　健一
413355	小松　満義	413356	橋詰　秀幸
413357	西岡　正彦	413358	段林　孝信
413359	小玉　和史	413360	田中　久展
413361	高島　俊裕	413362	松平　章
413363	大岩　佳弘	413364	原田　崇
413365	北口　辰徳	413366	春日　亮一
413367	荻田　鷹史	413368	大内　利之
413369	山崎　寛	413370	松村　和幸